

高槻自主防災組織連絡会 防災資機材等管理運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高槻自主防災組織連絡会（以下「連絡会」という。）が所有する防災資機材等（以下「資機材等」という。）を管理運営するために必要な事項を定めるものとする。

(管理する資機材等)

第2条 管理する資機材等は、別表1のとおりとする。

(資機材等の保管場所の所在地)

第3条 資機材等は別表2に掲げる場所に保管し、その位置は別図による。

(使用対象者)

第4条 資機材等の使用対象者は、高槻市内で結成された自主防災組織のほか、高槻市内で防災活動を行っている在住者及び在勤者（通学者含む）とする。

(使用事項)

第5条 資機材等の使用については、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 資機材等は、地域の防災活動の推進を目的に、防災訓練等に使用することとし、原則としてこれ以外の目的で使用してはならない。なお、災害時の活動で使用することについては、この限りでない。
- (2) 使用に際しては、粗雑に扱ってはならず、また、使用後は清掃の上で元の場所に返却するものとする。なお、あきらかに使用者の責めに帰すべき事由により資機材等を損傷または紛失したときは、使用者の責任において修繕、更新等の措置を講じなければならない。
- (3) 資機材等が経年劣化等により損傷した場合は、修繕もしくは更新に努めるものとする。

(使用申請等)

第6条 使用者は、事前に所定の申請書により連絡会に申請しなければならない。

2 前項の申請の受付期間・受付時間・受付場所及び資機材等の貸出期間は、次のとおりとする。ただし、連絡会が必要と認めた場合はこの限りでない。

- | | | |
|----------|--------------|------------------|
| (1) 受付期間 | 自主防災組織 | 利用予定日の1年前から前日まで |
| | その他の団体 | 利用予定日の3か月前から前日まで |
| (2) 受付時間 | 午前9時から午後5時まで | |
| (3) 受付場所 | 高槻市 危機管理室 | |
| (4) 貸出期間 | 原則、1週間以内 | |

(使用制限)

第7条 連絡会は、資機材等の使用が次の各号の1に該当するときは、その利用を許可しない。

- (1) 政治・宗教・営利を目的とする活動に利用しようとするとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある活動に利用しようとするとき。
- (3) その他、連絡会が不相当と認めるとき。

(責任者)

第8条 資機材等の管理運営の責任者は連絡会代表幹事とする。

(附則)

この規程は平成16年1月15日から施行する。

(附則)

この規程は平成17年4月22日から施行する。

(附則)

この規程は平成18年6月9日から施行する。

(附則)

この規程は平成22年8月4日から施行する。

(附則)

この規程は平成24年4月2日から施行する。

(附則)

この規程は平成25年1月20日から施行する。

(附則)

この規程は平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成28年12月1日から施行する。

(附則)

この規程は平成30年11月30日から施行する。

(附則)

この規程は令和元年10月23日から施行する。

(附則)

この規程は令和4年10月20日から施行する。

別表1 (第2条関係)

種 類	名 称	数 量	保管場所
防災訓練用資機材等	アルミ製折りたたみ式リヤカー (耐加重 350kg、ノーパンクタイヤ使用)	4 台	A
	アルミ製折りたたみ式リヤカー (耐加重 350kg、ノーパンクタイヤ使用)	2 台	F
	ワンタッチテント (3.0m×4.5m、重量 40kg)	4 張	F
	防災倉庫 (アルミ波板製、2,425×2,350×2,390mm)	1 基	A
	可搬式小型動力消防ポンプセット (D-1 級 5ps ポンプ・ホース・管鎗他)	1 式	F
	丸型組立水槽 (1000L 型収納袋付)	1 器	F
	大型炊き出し器 (まかないくん 30 型・LPGバーナー付)	4 基	B・C・ D・E
	災害救助道具セット (実践型、バール・ハンマー・ジャッキ他)	2 基	C・E
	煙体験ハウス (大) (煙発生器、キャリングケース 各 2 個付)	3 基	F
	煙体験ハウス (小) (煙発生器、キャリングケース 各 1 個付)	1 基	F
	ポンプ台車セット (D-1 級ポンプ・台車・ホース他)	1 式	F
	訓練人形 (コウタロウ)	3 体	F
	ポンプメンテナンス用工具セット (KTC SK4510W)	1 式	F
	一般排水用ポンプ (LB-480A、キャブタイヤケーブル (5 m)、収納ケース (PP ケース) 他)	5 式	A・B・C D・E
	オールメッシュ差換えベスト (メッシュゼッケンベスト A-0019)	135 枚	F
	オールメッシュ多機能ベスト (メッシュゼッケンベスト A-0016)	20 枚	F
担架 四つ折伸縮式スチール製	8 台	A・B・C D・E・F	

	車椅子 アルミ軽量タイプ ノーパンクタイヤ 22 吋	5 台	A・B・C D・E
	避難所運営訓練用簡易間仕切り (WT-120・1.2mH)	10 式	F
	ワンタッチテント (男性・女性用) (WT-1GR/WR)	6 張	F
	アンプルボード	2 台	F
	組立式トイレトリプルエース (一般)	1 台	F
	組立式トイレトリプルエース (車いす対 応)	1 台	F
	発電機 (カセットガスタイプ)	1 台	F
	ポータブルバッテリー	1 台	F
	ソーラーパネル	1 台	F
	U S B 充電ポート	1 台	F
防災教育用資機材	心肺蘇生用訓練人形 (レールダールスキルポーターモデル)	1 式	A
	心肺蘇生用訓練人形 (3 体セット) (レールダール AED トレーナー)	2 式	F
	HUG セット	5 式	F
	クロスロード (神戸編)	5 式	F
	クロスロード (市民編)	5 式	F
	クロスロード (災害ボランティア編)	5 式	F
	防災ゲーム「ぼうさい駅伝」	5 式	F

別表2（第3条関係）

保管場所	所在地	組織名（保管倉庫所有）
A：川西コミュニティセンター	高槻市清福寺町6番5号	川西地区防災会
B：大冠北第1コミュニティセンター	高槻市永楽町1番5号	大冠北地区防災会
C：女瀬川南コミュニティセンター	高槻市芝生町三丁目16番1号	女瀬川南地区防災会
D：桜ヶ丘公民館	高槻市桜ヶ丘南町7番23号	自治会桜ヶ丘クラブ自主防災会
E：真上小学校	高槻市西真上2丁目17番1号	真上コミュニティ協議会地区防災会
F：古曽部防災公園	高槻市古曽部町三丁目15番1号	高槻自主防災組織連絡会

備考 F：古曽部防災公園については、高槻市危機管理室が所管する倉庫を借り受けて資機材等を保管していることから、市の貸付条件（以下、抜粋参照）を遵守するものとする。

貸付条件（抜粋）

- 貸付物品の現状を変更し、又は貸付目的以外の資機材を収納してはならない。
- 準備・後片付け・使用中において公園利用者に危険のないように十分注意し、事故防止に努めなければならない。
- 使用者は、その責に帰すべき事由により貸付物品の全部又は一部を滅失し、若しくは毀損したときは、市の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 使用中の事故・苦情等については、申請者において一切処理すること。ただし、事故発生時には、速やかに危機管理室に報告しなければならない。
- 古曽部防災公園の樹木・施設等を損傷しないように注意すること。なお、損傷した場合には、使用者の責任及び費用において修理・復旧しなければならない。